

静岡県内宅建業者の皆様へ

～借上げ型応急住宅取扱い業者に御登録ください～

県では、大規模災害時に民間賃貸住宅を迅速に借上げて住宅被災者に供給するため、有事の際に賃貸住宅の情報提供及び仲介の御協力をいただく「借上げ型応急住宅取扱い業者（推進店）」の確保に取り組んでおります。

これまでに多くの県内宅建業者の皆様にご理解・御協力をいただき、登録業者数は200者を突破しました。

未登録の宅建業者の皆様におかれましては、下記内容を御理解の上、御賛同の向きは別紙申出書を御提出下さい（FAX可・押印不要）。

1 借上げ型応急住宅取扱い業者の登録制度について

- ☑ 大規模災害時に、仲介可能な賃貸住宅があれば所属協会に申し出ていただきます
- ☑ 仲介手数料、家賃等の支払いは県が責任を持って行います
- ☑ 平時には特段の義務や負担はなく、空き物件の把握、貸主への協力要請などをお願いします
- ☑ 現時点での賃貸住宅の取扱いの有無は不問です
- ☑ この制度の趣旨に賛同いただければ登録できます

2 借上げ型応急住宅取扱い業者になるメリット

- ☑ 県ホームページに協力業者一覧として掲載（非掲載も可）
- ☑ 県発行の「住まいづくり支援ガイド」を毎年進呈
- ☑ 借上げ型応急住宅推進店ステッカー（A4版カラー）を進呈



※制度の詳細については、県ホームページ（「静岡県HP」－「住まいづくり課」－「応急仮設住宅」）を御覧ください。

担当	県住まいづくり課宅地建物班
電話	054-221-3077
FAX	054-221-3083

様式第2号（第8関係）

借上げ型応急住宅取扱い申出書

令和 年 月 日

静岡県知事 様

所在地

登録番号 ()

名 称

代表者名 印

電 話

Eメール

災害時の借上げ型応急住宅の取り扱いをしたいので、静岡県応急仮設住宅早期入居プラン推進要綱第8第1項の規定に基づき申し出ます。

なお、同第3項の規定に基づき、貸主に制度及び条件の説明を行い、協力を得られるよう努めます。